

太田市交通安全施設設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市交通安全条例（平成17年太田市条例第33号）及び太田市交通安全条例施行規則（平成17年太田市規則第38号）の規定により、交通事故を未然に防止するため設置する交通安全施設に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道 市が管理する道路をいう。
- (2) 主道路 交差する道路の関係において交通量の多い方の道路をいう。
- (3) 従道路 主道路に交差する道路をいう。
- (4) 車両 自動車、原動機付自動車及び自転車をいう。
- (5) 道路反射鏡 他の車両又は歩行者を確認するための鏡をいう。
- (6) 警戒標識 スクールゾーン等の標識及び道路交通上の注意を示す立看板をいう。
- (7) 停止線鋸 一時停止における止まれの自発光式鋸をいう。
- (8) 道路標示 スクールゾーン等の警戒路面表示をいう。

(交通安全施設)

第3条 交通安全施設とは、群馬県公安委員会が道路交通法（昭和35年法律第105号）

第4条第1項の規定で設置する信号機、道路標識等又は市道を除く道路管理者が道路交通法（昭和27年法律第180号）第45条第1項の規定で設置する道路標識、区画線以外のもので、次に掲げるものとする。

- (1) 道路反射鏡
- (2) 警戒標識
- (3) 停止線鋸
- (4) 道路標示

(設置要件)

第4条 交通安全施設は、現地調査を行った上で、必要が認められたものについて設置するものとする。ただし、設置場所が太田市内であること及び当該場所の安全性が保たれなければならない。

2 道路反射鏡については、次の各号のいずれかに該当するものについて設置する。

- (1) 従道路が通り抜けできる市道及び私道で、主道路が一定量の通過車両があり、

見通しが悪く危険である場合

(2) 従道路が通り抜けできない市道及び私道で、主道路が一定量の通過車両があり

見通しが悪く危険であるとともに、当該従道路を利用する戸数が10戸以上ある場合

(3) 市道の幅員が狭く、急カーブや障害物などにより対向車両を確認できない場合

3 交通安全施設の清掃及び周辺樹木の枝下等は、各地区で維持管理を行うものとする。

(申請)

第5条 交通安全施設は、区長等の申請により交通安全施設整備申請書（別記様式）を市長へ提出する。

(移設)

第6条 市道に設置した交通安全施設の移設は、その原因となったものの負担とする。

ただし、民地を借用して設置した道路反射鏡は、市で移設するものとする。

(保守及び撤去)

第7条 交通安全施設の保守は、市が行うものとし、不要なものは逐次撤去するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市交通安全施設設置要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する

